

# 引越しシーズンです! 手続きはお済みですか?

3月は引越しのシーズンです。市外への転出、市外からの転入、市内での転居の際に必要な主な手続きをお知らせします。なお電話による問い合わせは、表中に電話番号が記載されているものを除き、代表電話24-1111から担当課におつなぎします。



本市では、第三者による不正取得を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、手続きによっては、法律等に基づいて、本人が確認できる書類(運転免許証やパスポートなど)を窓口で提示していただいています。確認できないときは手続きができない場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください(本紙13ページに関連記事)。

主な手続き	届出の内容など ●印は持ってくるもの			担当課	その他の手続きなど	担当課
	市外へ <b>転出</b> する場合	本市へ <b>転入</b> する場合	市内で <b>転居</b> する場合			
転出届、転入届、転居届	<p>転出届(異動予定日の14日前から届け出可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑 ●本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul> <p>※転出する人の国民健康保険証(加入者)、後期高齢者医療被保険者証(受給者)、介護保険証(該当者)をご提示いただくと必要な手続きをご案内します。</p>	<p>転入届(転入してから届け出を)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●前住所地の転出証明書 ●印鑑</li> <li>●本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul> <p>※「介護受給者、国保高齢受給者・後期高齢者医療負担区分等証明書(該当者)」、年金手帳(加入者)、住民基本台帳カード(該当者)をご提示いただくと必要な手続きをご案内します。</p>	<p>転居届(転居してから届け出を)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑 ●本人確認書類(運転免許証など)</li> </ul> <p>※転居した人の国民健康保険証(加入者)、後期高齢者医療被保険者証(受給者)、介護保険証(該当者)、住民基本台帳カード(該当者)をご提示いただくと必要な手続きをご案内します。</p>	戸籍住民課 (市役所1階)	所得・課税証明の交付 市税の納付 国民健康保険税の納付 後期高齢者医療制度 保育所(幼稚園)の入所(園) 飼い犬の所有者住所変更	市民税課 納税課 保険料課 医療保険課・保険料課 子ども支援課 生活衛生課
国民健康保険	転出届提出時にご案内します。転出する人の国民健康保険証を戸籍住民課窓口にご提示ください。	転入届提出時にご案内します。	手続きの必要はありません。後日、新住所を記載した国民健康保険証を郵送します。	医療保険課 (市役所1階)	水道中止の届け出など 水道局営業課 ☎24-1151、東部営業所 ☎38-3326 西部営業所 ☎47-6333、小佐々出張所 ☎41-3115、 吉井出張所(世知原地域も含む) ☎41-2300 宇久営業所 ☎0959-57-3145	
国民年金	<p>第1号被保険者の人(自営業の人、学生など) →転出時の手続きは不要。転出先で手続きを。</p> <p>第3号被保険者の人(サラリーマンの妻など) →配偶者の勤務先を通じて、住所変更届けを年金事務所へ。</p> <p>公的年金を受給している人 →転出先の年金事務所に住所変更届を。</p>	<p>第1号被保険者の人(自営業の人、学生など) →前住所地の転出証明書に基礎年金番号の記載のない人は窓口へ。●印鑑 ●年金手帳</p> <p>第3号被保険者の人(サラリーマンの妻など) →配偶者の勤務先を通じて、住所変更届を年金事務所へ</p> <p>公的年金を受給している人 →年金事務所あての住所変更届をお渡ししますので窓口へ。</p>	<p>第1号被保険者の人(自営業の人、学生など) →手続きの必要はありません。</p> <p>第3号被保険者の人(サラリーマンの妻など) →配偶者の勤務先を通じて、住所変更届を年金事務所へ</p> <p>公的年金を受給している人 →年金事務所あての住所変更届をお渡ししますので窓口へ。</p>		粗大ごみの収集 粗大ごみ受付センター ☎46-5300 臨時ごみの処分 引越しなどで出す臨時ごみは許可業者へ依頼するか、西部・東部クリーンセンターへご相談の上、持ち込んでください(有料)。ごみによっては受け付けられない場合があります。 ☎西部クリーンセンター ☎47-5292 ☎東部クリーンセンター ☎31-3815 家電リサイクル法対象製品の処分 エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法により、市の施設に持ち込みができません。処分方法など詳しくはお尋ねください。 ☎廃棄物・リサイクル対策課 ☎32-2428	
児童手当	転出すると、本市での児童手当の受給資格が消滅しますので、「受給事由消滅届」を提出してください。転出先で手当を受けるためには、転出先の市区町村に「認定請求書」を新たに提出してください。	<p>転入して児童手当を受けるためには「認定請求書」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑 ●申請者名義の金融機関の通帳</li> <li>●申請者の健康保険証の写し</li> </ul> <p>※その他の書類が必要になる場合があります。</p>	児童との別居など世帯構成が変わると、手続きが必要になる場合がありますので、担当課へお尋ねください。	子ども支援課 (中央保健福祉センター4階)		
児童扶養手当	住所変更の手続きが必要ですので窓口へ。 ●児童扶養手当証書 ●印鑑 ●転出証明書 ※転出先で新規に認定請求する場合は、転出先の市区町村にお尋ねください。	前住所地から引き続き受給資格のある人と、本市で新たに受給資格ができた人では必要書類が異なります。詳しくはお尋ねください。	住所変更の手続きが必要です。内容により必要書類が異なりますので担当課で確認してください。 ●児童扶養手当証書 ●印鑑など			
介護保険	要支援・要介護認定を受けている人は、本市で受けていた要支援・要介護認定を転出先へ引き継ぐために「介護保険受給資格証明書」を交付しますので申請してください。 ●介護保険被保険者証	転入後14日以内に転入前の市区町村で交付された「介護保険受給資格証明書」を提出してください。 ●介護保険受給資格証明書(40歳以上65歳未満の人は医療保険証も) ●印鑑	手続きの必要はありません。後日、新住所を記載した介護保険被保険者証を郵送します。 ※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は担当課へお問い合わせください。	長寿社会課 (中央保健福祉センター3階)		
障がい者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳	転出先の市区町村で住所変更の手続きを行ってください(各種障がい者手帳と印鑑が必要です)。	住所変更の手続きが必要ですので窓口へお越しください。 ●各種障がい者手帳 ●印鑑	住所変更の手続きが必要ですので窓口へお越しください。 ●各種障がい者手帳 ●印鑑	障がい福祉課 (中央保健福祉センター1階)		

## ご注意

手続きの種類によっては、市役所(中央保健福祉センター)以外の窓口で取り扱えない業務もあります。支所、行政センターにお越しの際はご注意ください。手続きの内容によっては、必要種類などが異なる場合があります。また、手続き後、証明書等の発行に数日を要するものもあります。お急ぎの場合は、あらかじめご確認ください。